

島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

2 実施方法

- (1) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。
- (2) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、工期に関する特記仕様書に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

3 実施報告

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び本Q&Aを確認の上、作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、発注時点で4週8休以上のそれぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、週休2日相当の現場閉所率が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

- (1) 現場の閉所状況
 - ① 4週8休以上
 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合
 - ② 4週7休以上4週8休未満
 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上の場合
 - ③ 4週6休以上4週7休未満
 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上の場合
- (2) 補正係数

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
① 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)
② 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)
③ 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)

※下段（）書きの数値は、空港土木工事に適用する。

※空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。

※市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。

5 履行証明書

受注者は、2 実施方法により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書(様式2)により、発注者に履行証明を求められることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した際には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。